

市政トピックス



CITY TOPICS

個人事業税 第1期分納期限は 8月31日です

個人事業税第1期分の納期限は、8月31日(金)です。

納税は、送付された納税通知書で納期限内に、銀行・郵便局などの金融機関または県税事務所収納窓口で納めてください。

また、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。詳しくは愛知県のホームページをご覧ください。

なお、納税には便利で安全な口座振替の制度があります。

手続きを希望する方は、預(貯)金口座にご使用の印鑑をお持ちのうえ、取り引きしている銀行・郵便局などの金融機関などへ申し込んでください。

※平成19年度第2期分から口座振替の適用となります。

問合せ先

・ 県西三河県税事務所県民税・事業税グループ
☎ 056412712713
・ 県税務課ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/>

国保税の年税額が 確定します

国民健康保険税(国保税)の第1期と第2期は、仮算定として、暫定的に前年度の年税額のそれぞれ8分の1相当額を納めていただきます。

本算定である8月は、前年中の課税総所得金額と今年度の固定資産税額が決定したことにより、今年度納めていただく国保税の年税額が確定します。

第3期以降の税額は、この確定した年税額から、4月に通知した第1・2期の税額を差し引いた残額です。第3期から第8期の6回

分を、8月中旬にお届けする納税通知書により納めていただきます。

国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、国民健康保険税に介護保険分を含めて納めていただくこととなります。

なお、昨年度の税制改正により昨年度課税分から、公的年金等控除額が120万円に引き下げられています。

これに伴う激変緩和措置として、平成17年度において140万円の公的年金等控除を受けられた方については、平成18年度においては13万円、平成19年度においては7万円を120万円に上乗せして控除する課税の特例措置を講じることとされています。

該当する世帯は、平成18年度よりも国民健康保険税が増額となりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52111111 (内線216・261)

水道メーターの 取り替えに ご協力ください

水道メーター(量水器)の使用

期限は、計量法で8年以内と定められています。

使用期限の近づいたメーターは、毎年計画的に取り替えています。今年は、8月から9月にかけて取り替え作業を行います。該当する家庭には、市が委託した指定給水装置工事業者が伺います。

ご迷惑をおかけしますが、作業に対するご理解とご協力をお願いします。なお、費用の負担はありません。

問合せ先

市役所上下水道グループ
☎ 52111111 (内線293・294・297)

動物保護管理センター 業務休止のお知らせ

県動物保護管理センターは、管理施設などの定期点検整備のため、犬・ねこの収容施設を一時閉鎖します。

このため犬・ねこの保護・引取り業務を休止します。

業務休止期間 8月13日(月)～15日(水)

問合せ先

・ 県動物保護管理センター
☎ 0565158123233
・ 市役所市民生活グループ
☎ 52111111 (内線264)